

全国司法書士女性会FAX通信176号

(2007年12月号号外1)

発行責任者 会長 長谷川 歌子
事務局 〒579-8036 大阪府東大阪市鷹殿町1-7
司法書士法人東大阪前川滝川事務所内
tel 072-981-5281 fax 072-987-3460
e-mail BZW00425@nifty.ne.jp

審議会最終報告を検討する緊急集会

どうなる? どうすべき? 今後のクレジット制度!

理事 三宅美智子 (新潟県会)

平成19年12月12日水曜日18時30分TKP東京八重洲ビジネスセンターホールにおいて標記の割販法緊急集会が開催された。

主催は消費者のための割賦販売法改正実現全国会議で、加入団体はクレジット過剰与信対策全国会議、(財)日本消費者協会、全国司法書士女性会を含む19団体(152名)の他、来賓に国会議員を迎えて、最終報告に基づき法案が作成され来春、通常国会にて審理されるということで、マスコミ各社の取材もあり、熱気溢れる集会となった。

代表幹事の開催挨拶の後、愛知県在住の54歳の女性の店舗販売による生々しい被害者体験報告があり、悪質商法の被害の裏にクレジット契約があり、悪質商法は特商法による取引だけではなく店舗取引においても行われている実態が報告され、今回の割販法改正の大きな抜け穴を浮き彫りにした。

つづいて大阪弁護士会の上将倫先生が呉服過量販売被害の問題点として、店舗販売における強引な次々の過量販売と一般顧客の購入のみでノルマが達成できない場合は、パート従業員が自ら購入する従業員商法を取り上げ、今般の経産省の審議会議報告書が示した特商法と割販法の改正案の骨子は、店舗での販売や従業員商法が多発している現実を無視するものであり、多くの被害を置き去りにするものであることを発表された。

次に相談員からの報告としてNACSの木村嘉子さんが、2日以上の展示販売は店舗と見なされクーリングオフの適用がない、問題点を報告した。

来賓挨拶として印象に残ったのは、共産党参議院議員大門実紀史氏で、「今回の審議会の最終報告は、クレジット会社の既払金返還責任が過失を要件としていない点で、85点の出来であると思う。マイナスの15点の中味は何かというと、10点は店舗取引の被害救済がなされていないこと。残りの5点は悪質販売業者が倒産した場合は、既払金返還の適用がないことである。悪質業者は法の網をくぐって、さまざまな手を使って新商法を打ってくる。その上、85点がそのまま法案になるとは限らない。法案になった時は、通常65点位になるので今こそ、ふんばり時。知らない議員は85点でよいと思う。業界より議員は70点でもやりすぎ。知っている議員は90点でもダメ。今こそ国会要請活動を行って欲しい」と述べられた。

割販法・特商法の各小委員会の双方の委員であり、弁護士界きっての理論家である池本誠司先生から本集会のメインテーマである、両委員会最終報告の評価と残された課題につき、「割賦販売法・特定商取引法改正の到達点と課題」と題し、つぎのように発表された。

<最終報告書のポイント>・・・<課題>

1、被害の救済

<販売業者>

- ①過量販売取消権・・・賛成。次々販売被害を救済するうえで不可欠な規定。

ただし、適用要件・除外要件を明確化すること。

<クレジット会社>

- ②既払金返還責任・・・賛成。過失を要件としない既払金返還責任は高く評価。

ただし、①過量販売取消権を適用対象とすること

②倒産型被害を対象に加えること

③店舗取引・通信販売にも拡大すること

- ③展示会商法の規制・・・適用を拡大する範囲が不明確

④書面交付義務、クーリング・オフ・・・賛成。売買契約とクレジット契約の効力の整合性

2、被害の防止

<販売業者>

- ①拒否者への再勧誘禁止・・・賛成。業界側の反対による実質的後退を許さないこと

<クレジット会社>

- ②適正与信義務

・一般的適正与信義務・・・賛成。

ただし、注意義務の内容をガイドラインに明記すること

・具体的調査義務・・・賛成

ただし、①過量販売を調査対象とすること

②債務の履行見込みを調査対象に加えること

③店舗取引・通信販売に拡大すること

- ③過剰与信防止義務

・一般的過剰与信防止義務・・・賛成

・具体的調査義務・・・賛成

・具体的な目安・・・年収等の具体的数値の目安を定めること

3、脱法行為の防止、違反に対する規制強化

<販売業者>

- ①指定商品制の廃止・・・賛成。適用外とする業界を限定的に扱うこと

- ②消費者団体訴訟制度の適用・・・賛成

<クレジット会社>

- ③割賦要件の廃止・・・マンスリークリア方式を加えること

- ④指定商品制の廃止・・・賛成。適用外を限定的に扱うこと

- ⑤個品業者の登録制・行政規制・・・賛成

事務局長の弁護士押師徳彦先生よりこれまでの活動報告及び今後の運動提起がなされ、つづいてリレートーク方式で加盟団体による決意表明があり、最後にアピール文の採択なされ、閉会となつた。